

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月26日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市条例第12号

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条を次のように改める。

茅ヶ崎市こども政策審議会条例

（設置）

第1条 こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。）を総合的かつ計画的に推進するため茅ヶ崎市こども政策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第7条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「子ども・子育て会議」を「審議会」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

（所掌事項）

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) こども基本法第10条第2項に規定するこども施策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日において現に改正前の茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例の規定に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会

議（次項において「子ども・子育て会議」という。）の委員であった者は、改正後の茅ヶ崎市こども政策審議会条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）に基づき設置された茅ヶ崎市こども政策審議会（次項において「こども政策審議会」という。）の委員とする。この場合において、当該委員の任期は、新条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

- 3 施行日の前日において子ども・子育て会議の会長又は副会長であった者は、施行日に、新条例第4条第1項の規定により、それぞれこども政策審議会の会長又は副会長として定められた者とみなす。

（茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども・子育て会議会長」を「こども政策審議会会長」に、「子ども・子育て会議委員」を「こども政策審議会委員」に改める。

（茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「茅ヶ崎市子ども・子育て会議（茅ヶ崎市子ども・子育て会議条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市子ども・子育て会議）」を「茅ヶ崎市こども政策審議会（茅ヶ崎市こども政策審議会条例（平成25年茅ヶ崎市条例第28号）に基づき設置された茅ヶ崎市こども政策審議会）」に改める。

(1) 茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第49号）第4条第1項

(2) 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第58号）第4条第1項